

ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」づくりのための

あおもりユニバーサルデザイン推進基本指針

平成15年3月

青 森 県

あおもりユニバーサルデザイン推進基本指針の策定にあたって

少子高齢化の進行に伴い、社会保障における国や自治体の負担が大幅に増大し、また、若い世代の負担も大きくなると言われており、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくためには、より多くの人々が社会に参画して、活動できるようにすることが必要です。

こうした状況のもとで、近年、生活の中の不便さや障壁（バリア）をなくそうというバリアフリーだけではなく、はじめから障壁となるようなものをつくらないで、年齢、性別、身体能力の違いなどに関係なく、より多くの人々が利用しやすいような建物、製品、サービスづくりを進めようというユニバーサルデザインの考え方による取り組みが求められてきています。

この指針では、ユニバーサルデザインの考え方をいろいろな分野で取り入れていくことにより、「ひとりひとりがこちよく暮らせるあおもり」を実現することを目指しています。そして、「過程を大事にする」、「地域性を大事にする」、「継続性を大事にする」の3つを基本姿勢として、県民、民間団体・企業等、行政などの各主体が参画・連携し、一体となって取り組みを進めていくこととしております。

皆様におかれましては、これを契機として、ユニバーサルデザインについての理解を深められ、それぞれの役割のもとで、ユニバーサルデザインの推進に主体的に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、この度の策定に当たって、有識者等で構成する「ユニバーサルデザイン推進基本指針検討委員会」で検討いただいたほか、意見交換会、パブリック・コメントなどを通じて、幅広く多くの県民の皆様のご意見をいただきました。心から感謝申し上げます。

平成15年3月

青森県知事 木村守男

「あおもりユニバーサルデザイン推進基本指針」

目 次

1	指針をつくるねらい	1
2	「あおもり」の社会の現状と求められる変化	2
	(1)「あおもり」の社会の現状	
	(2)「あおもり」に求められる社会の変化	
3	ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」をつくる 基本的な考え方	3
4	ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」をつくる プロセス	8
	(1)基本理念	
	(2)目標	
	(3)基本姿勢	
5	ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」をつくる 取り組み	12
	(1)安全で、ひとひとがふれあえる「まち」が文化を拓く あおもりづくり	
	(2)創意にみち、工夫された「もの」が豊かにいきわたる あおもりづくり	
	(3)ひとりひとりに「情報」が等しく、的確に伝わる あおもりづくり	
	(4)ひとりひとりを大切にする「サービス」が行き届いた あおもりづくり	
	(5)ひとりひとりの「こころ」が豊かでやさしいあおもり づくり	
6	ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」をつくる 仕組みとそれぞれの役割	18

趣旨

1 指針をつくるねらい(1ページ)

年齢、性別、国籍、言語や身体能力などに関係なく、ひとりひとりがこちよく暮らせるあおもりづくりを、県民、企業・団体等が、ユニバーサルデザインという共通の認識を持って、積極的な参画と連携のもとに展開していこうとするものです。

背景

2 「あおもり」の社会の現状と求められる変化

(1) 「あおもり」の社会の現状(2ページ)

少子高齢社会では、社会保障などの社会的コストが増大し、若い世代の負担が大きくなると見込まれます。

活力ある社会を形成していくためには、そのコスト・負担を抑えることが課題となります。

(2) 「あおもり」に求められる社会の変化(3ページ)

「まち」に求められる変化

より多くの人々が利用できるように最初から考えた「まちづくり」

「もの」に求められる変化

より多くの人たちが使いやすく、低価格で買える製品の開発

「情報」に求められる変化

より多くの人々が、情報をうまく受け取ることができるような工夫

「サービス」に求められる変化

より多くの人々が、サービスを利用しやすい仕組み

きめこまかく対応できる人材

「ひと」に求められる変化

「より多くの人のため」という視点を持ち、デザイン力のある人材

利用者と設計・開発の担当者が連携する仕組み

ユニバーサルデザインの考え方

3 ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」をつくる基本的な考え方(6ページ)

『高齢者や障害者のためだけではなく、誰もが使える普通の製品、生活環境、サービス等をつくるというユニバーサルデザインの考え方』を基本として、暮らしの全般にわたって見直す取り組みを、県民、企業・団体、行政等が一体的に進めます。

特別な対応を必要とする人への対応を充実することも必要です。

ユニバーサルデザインの基準としては、ユニバーサルデザイン7原則が知られています。

原則1：だれにでも公平に利用できること

原則2：使う上で自由度が高いこと

原則3：使い方が簡単ですぐわかること

原則4：必要な情報がすぐに理解できること

原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること

原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

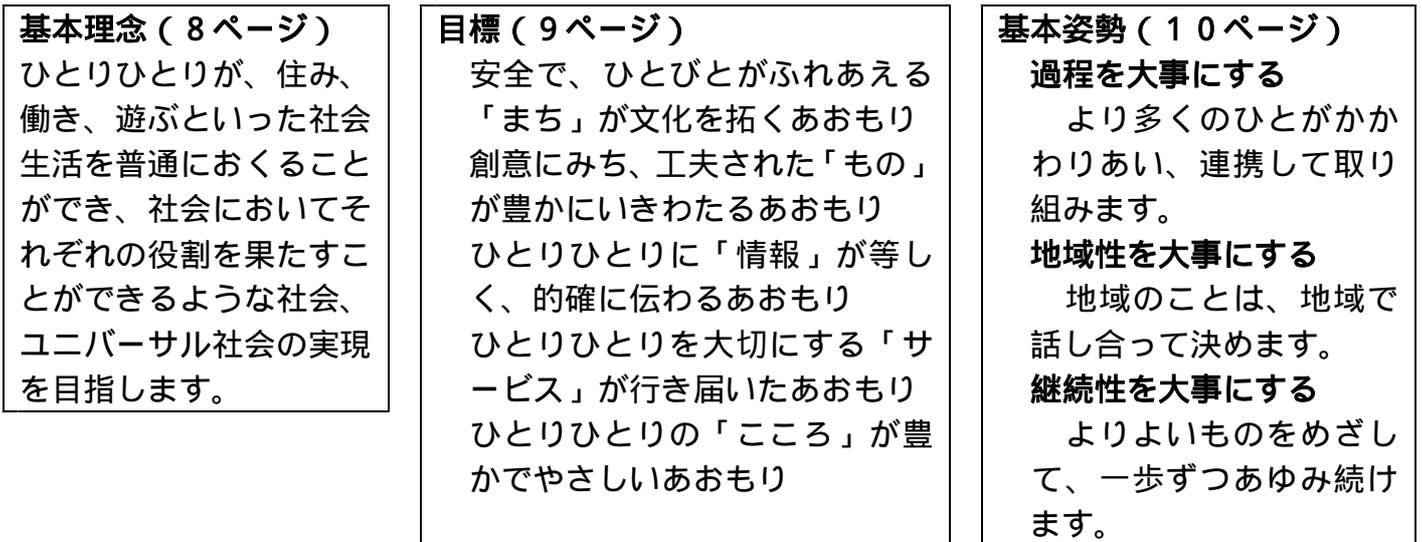
原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

ユニバーサルデザイン7原則は、「もの」や「サービス」などの提供者と利用者が、設計したり、検証したりするときに共通の視点となります。

このような視点から施設やサービスなどのあり方を検証し、改善を進めていくこととします。

進め方

ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」をつくるプロセス



具体的な取り組み

ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」をつくる取り組み

- (1)安全で、ひとびとがふれあえる「まち」が文化を拓くあおもり（１３ページ）
住宅環境、歩行環境の整備などの推進 / 積雪寒冷の気候に対応したまちづくりの推進
- (2)創意にみち、工夫された「もの」が豊かにいきわたるあおもり（１４ページ）
だれもが使える製品の開発 / だれもが使いやすい製品に関する情報提供
- (3)ひとりひとりに「情報」が等しく、的確に伝わるあおもり（１５ページ）
わかりやすい情報提供 / 情報提供体制の整備
- (4)ひとりひとりを大切にする「サービス」が行き届いたあおもり（１６ページ）
行政サービスの向上 / 民間サービスの向上
- (5)ひとりひとりの「こころ」が豊かでやさしいあおもり（１７ページ）
人材の育成 / ネットワークの構築 / 「こころ」の醸成

参画と連携

ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」をつくる仕組みとそれぞれの役割（１８ページ）

行政	県民	企業・団体等
<p>県</p> <p>ユニバーサルデザインについて積極的な情報発信 率先した推進</p> <p>市町村</p> <p>ユニバーサルデザインの施策への導入 住民参画の推進</p>	<p>主体的な取り組み、関係者への働きかけ 人の手が必要なときには、手をさしのべられるこころを持って行動</p>	<p>ユニバーサルデザインの考え方に立った製品やサービスの提供とそのための人材育成。 働きやすい環境づくり</p>

1 指針をつくるねらい

(ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」づくりのために)

青森県では、豊かな心を育むことで、人を愛し、自然を尊び、文化を培う、県民ひとりひとりが輝く社会づくりを目標として、県民総参加による県政を進めています。

年齢、性別、国籍、言語や身体能力などに関係なく、環境、建物、製品、情報、さらにはサービスを、より多くの人が利用できるように当初から計画するユニバーサルデザインの考え方は、県政の目標を実現していく上で基本となるものです。

青森県では、これまで、高齢者や障害者等にやさしい福祉のまちづくり、男女共同参画、国際化、少子高齢化対策の推進など、こちよく暮らせる「あおもり」づくりに向けて、それぞれの分野で取り組みを行っています。これらの取り組みを、具体的に「まちづくり」、「ものづくり」、「情報提供」、「各種サービス提供」などの県民生活に身近な分野に生かしていくためには、個々の取り組みだけではなく、すべての人にとってこちよく暮らせる「あおもり」について「ユニバーサルデザイン」による取り組みが必要となります。

また、県内の幅広い地域や分野で、ユニバーサルデザインの考え方が取り入れられていくためには、県はもちろん、県民、企業、団体等にこの考え方が理解され、それぞれがユニバーサルデザインの推進の取り組みに、積極的に参画し、連携しながら展開していくことが求められます。

この指針は、県、県民、企業・団体等が共通の認識を持って、県全体で「あおもりユニバーサルデザイン」を推進していくことをめざして、問題を提起し、県民、企業、団体等に参画と連携を呼びかけるものです。

2 「あおもり」の社会の現状と求められる変化

(1) 「あおもり」の社会の現状

青森県では、高齢化が全国平均を上回る速さで進んでいます。
超高齢社会では、社会保障における国や自治体の負担が大幅に増大し、また、若い世代の負担も大きくなるといわれています。
こうした状況のもとで、将来にわたって活力あふれる地域社会をつくっていくためには、より多くの人々が、社会に参画して活動できるようにすることが必要です。

急速な超高齢社会の到来

青森県の高齢者人口（65歳以上）は、2000年の28万7千人から、2030年には42万人に増えると予想されています。このとき、高齢者人口比率は33.2%に達し、県民の3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えることとなります。また、14歳以下の年少人口比率は、11.1%で、高齢者人口比率と合わせた44.3%の人々が、社会から何らかの支援が必要となります。一方、15歳から64歳までの生産年齢人口は、2000年の96万5千人から2030年には70万5千人に減少し、その比率も65.4%から55.7%になるとの予測がなされています。

社会的コストの増大

高齢になるにしたがって、聴力や視力が衰えたり、歩行や階段の昇降などに支障をきたすといった身体能力の低下が見られます。高齢者人口の増加に伴い、そうした人々も増えることになるので、介護や医療、年金といった社会保障の分野における国や自治体の負担が大幅に増大すると見込まれています。

また、生産年齢人口の減少に伴い、若い人は、自らの子どもを育てながら、2人で1人の高齢者を養っていかなくてはならない高負担の社会になることが予想されます。

活力ある社会を形成していくためには、社会経済を維持するためのコストをいかに抑え、負担を軽減するかが、大きな課題となります。

(2)「あおもり」に求められる社会の変化

ひとりひとりがこちよく暮らし、より多くの人々が社会に参画して活動できるようにするには、どうすればよいでしょうか。

「まち」が、子ども、高齢者、障害者、その他より多くの人たちにとって住みやすくなければなりません。身の回りにある「もの」が、創意に満ちて使いやすく、「情報」や「サービス」を誰でも等しく受けられるような工夫も必要です。

そして、このような変化を進めていくためには、社会にはさまざまな状況の人がいるということを理解し、自分の問題として取り組む意識を持った「ひと」が必要です。さまざまな利用者の要望をデザインに活かす能力を持った「ひと(設計・開発担当者)」とまち、もの、情報、サービスを評価できる「ひと(利用者)」が、連携して、ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」を一緒につくっていく仕組みづくりが重要です。

このことは、新たな商品やサービスなどの開発を促し、産業の振興などにつながることも期待されます。



みんなが使える
トイレも増えてきた。
(八戸市：八戸駅)

いろいろな人が
使うことを考えた電話



多くの人々が参画・連携するしくみが重要



シャンプー容器に凹凸を付けて
触るとリンスと区別できる

「まち」に求められる変化

私たちの暮らすまちでは、多くの人が利用する施設や公共交通機関でも、利用できないものや利用しづらいものがあります。バリアフリー化が図られてきていますが、改修費用などの問題があり、なかなか進まないのが現状です。

これからは、より多くの人が利用できるように、はじめから考えておく必要があります。

介護なしにひとりでまちを利用できるようになると、介護や移動などにかかるコストが軽減されます。また、まちを利用する人が増えて、まちの活性化につながります。まちを使いやすく変えることは、すべての人にとって有益なことなのです。利用者の立場に立ち、景観や環境にも配慮したまちづくりを進めることが必要です。

「もの」に求められる変化

私たちの身の回りには、さまざまな「もの」(製品)があふれています。これらは、ほとんどが、若くて健康な人を対象としてデザインされているので、その対象からはずれた人には使いにくい製品や使えない製品も多くなっています。そのため、高齢者向け、障害者向けといった、特別に開発された製品を高い価格で買わなければならない人たちもいます。

これからの社会では人口構成の変化にともなって、消費者が求めるものやマーケットも変わってくるが見込まれます。これまでの製品デザインの対象者を拡大し、より多くの人たちが使いやすく、低価格で買うことができる製品の開発が必要です。

「情報」に求められる変化

私たちは、テレビ、新聞、インターネットなどさまざまなものを通して、多くの情報を得ています。情報化社会が進み、情報通信機器の普及とともに、いつでも世界中の情報を手に入れることができるようになってきました。このような社会では、すべての人が同じ情報を受け取ることができなければ、不公平が生じます。

これからは、新聞の文字や標識が見えにくい、テレビの音や案内の声が聞こえにくいなど、情報をうまく受け取ることができない人が増えていくと思われます。情報を提供するときには、より多くの人々が、情報をうまく受け取ることができるように、いろいろな方法を用意するなどの工夫が求められます。

「サービス」に求められる変化

私たちは、行政、民間を問わず、さまざまなサービスを利用して生活をしています。しかし、手続きがむずかしかったり、サービスを提供している場所が限られたりして、サービスを利用できなかったり、利用しづらいことがあります。高齢者、障害者、子ども、外国人、観光客など、だれにとっても利用しやすい仕組みが求められます。

また、気持ちよくサービスが受けられるかどうかは、サービスを提供する人によるところが大きいため、画一的な対応ではなく、サービスを受ける人の状況に応じて、的確に、きめこまかく対応できる人材が求められます。

「ひと」に求められる変化

「まち」、「もの」、「情報」、「サービス」を、利用する人の立場に立ち、利用しやすいものにするため、それらの設計や開発に当たる担当者には、「より多くの人のため」という視点が求められます。さまざまな利用者の要望を把握し、デザインに活かすことができるような能力が求められ、デザインの技術はもちろん、地域の自然・文化やさまざまな人の身体特性など幅広く知見を高めていくことが必要です。

また、利用者である県民ひとりひとりが、「より多くの人のため」という視点で、「まち」、「もの」、「情報」、「サービス」を評価して、こちよく暮らせるあおもりづくりに参画することが必要です。そのため、利用者と設計・開発の担当者、あるいは、異なる分野の担当者同士が連携して、利用しやすい「まち」、「もの」、「情報」、「サービス」を一緒につくっていく仕組みづくりが求められます。

社会は、さまざまな人によってなりたっています。人にはそれぞれ違う個性があり、同じ人でも時間がたつとともに変わります。年を重ねることによる身体能力の変化、あるいは、病気やケガ、妊娠などによる一時的な行動の制約など、さまざまな変化が起こります。

ひとりひとりが、さまざまな状況のなかで、等しく、こちよく暮らせる社会について、県民が理解を深めるとともに、自分自身に関係のある問題としてとらえることが必要です。

3 ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」をつくる基本的な考え方

バリア（障壁）のある社会から、バリアを解消したバリアフリー社会へ、さらにだれもが社会に参画できるユニバーサル社会に向けて、「まち」、「もの」、「情報」、「サービス」、「ひと」を変えていくことが求められています。

少子高齢化が急速に進むこれからの社会では、障害や老化といった特別の要求に対処する（バリアフリー化）だけでなく、一般の人々への要求に同時に応えること（ユニバーサル化）が求められます。

ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」は、バリアフリーデザインを基礎に、ユニバーサルデザインによって、すべての人が等しく、かつ、公平に、生活目的を自己実現することができる社会、ユニバーサル社会です。

青森県では、『高齢者や障害者のためだけでなく、誰もが使える普通の製品、生活環境、サービス等をつくるというユニバーサルデザインの考え方』を基本として、暮らしの全般にわたって見直す取り組みを、県民、企業・団体、行政等が一体的に進めることとします。

しかし、ユニバーサル社会の定着によっても、特別な対応を必要とする人は必ず存在し、そうした人への対応を充実することも必要です。「ユニバーサルデザイン」によるユニバーサル化の取り組みは、そうした人々に対してもサービスや福祉工学による特別な解決を加えた総合的に捉えたものでなければなりません。

ユニバーサルデザインの基準としては、アメリカのノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長であった故ロナルド・メイス氏が提唱したユニバーサルデザイン7原則が知られています。

参考資料6（資料15ページ）参照

原則1：だれにでも公平に利用できること

原則2：使う上で自由度が高いこと

原則3：使い方が簡単ですぐわかること

原則4：必要な情報がすぐに理解できること

原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること

原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

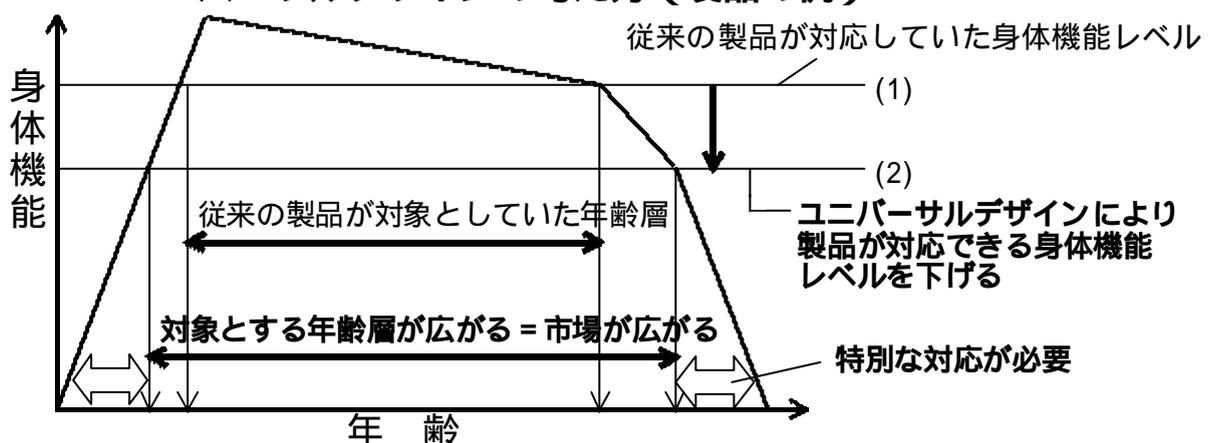
用語解説（資料16ページ）参照

ユニバーサルデザイン7原則は、行政、企業・団体等の「もの」や「サービス」などの提供者が、設計したり、制度を考えるときに考慮すべきことからです。

また、利用者が、ものやサービスなどがより多くの人たちに使いやすいかどうか検証したり、もっと使いやすいするためにはどうすればいいのかを考える上で必要な視点です。さらには、ものやサービスの提供者と利用者が意見を交換するとき共通の視点を与えるものです。

このような視点から施設やサービスなどのあり方を検証し、改善を進めていくこととします。

ユニバーサルデザインの考え方（製品の例）



（出典：Transgenerational Design (James J.PirkI;1994),P34 をもとに作成）

人の身体機能は、年齢とともに、向上、ゆるやかな低下、急速な低下という変化が生じる（折れ線）。これまでの製品は、若くて健康な人を対象としてきた（横線(1)）。製品が必要とする身体機能のレベルを下げる（横線(2)）と、より広い年齢層の人が使うことができる。このレベルを下げる取り組みがユニバーサルデザインであり、この考え方は、サービス提供などにも応用できる。

4 ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」をつくるプロセス

どうやって「あおもり」をひとりひとりがこちよく暮らせる社会（ユニバーサル社会）に変えていけばよいのでしょうか。その基本理念、目標、基本姿勢を明らかにします。

（１）基本理念

「あおもり」が目指す社会は、すべての人、生活者が機会均等かつ公平に、生活目的を自己実現する生活環境にアクセスでき、サービスを受けることができるというユニバーサル社会です。

だれもが自由に「まち」に出ることができ、ひとしく「情報」を得、「サービス」を受けられるようになり、また、さまざまな状況の人がいることについての県民の理解が進み、意識が変わることによって、年齢、性別、障害などは、社会に参画する上での障壁ではなくなります。そして、より多くの人々の社会参画が進むことによって、さらに社会が変わっていきます。

ひとりひとりが、住み、働き、遊ぶといった社会生活を普通におくことができ、社会においてそれぞれの役割を果たすことができるような社会、ユニバーサル社会の実現を目指します。

(2) 目標

ひとりひとりが、住み、働き、遊ぶといった社会生活を普通におくことができ、社会においてそれぞれの役割を果たすことができるこちよく暮らせる「あおもり」をつくる目標は、次の5つです。

安全で、ひとひとがふれあえる「まち」が文化を拓くあおもり^{ひら}
創意にみち、工夫された「もの」が豊かにいきわたるあおもり
ひとりひとりに「情報」が等しく、的確に伝わるあおもり
ひとりひとりを大切にする「サービス」が行き届いたあおもり
ひとりひとりの「こころ」が豊かでやさしいあおもり

(3) 基本姿勢

より多くの人に使いやすい「まち」、「もの」、「情報」、「サービス」をつくるためには、そのまち・もの・情報・サービスを利用する人の声を取り入れられていなければなりません。利用者が声を出すこと、そして、その声を聴くことが大事です。

また、ユニバーサルデザインとは、一定の基準をつくり、それを達成しさえすればいいというものではありません。地域の特性にあった、より使いやすい製品や環境をめざし、継続して取り組むことが必要です。

過程を大事にする（参画と連携）

より多くの人に利用しやすい「まち」、「もの」、「情報」、「サービス」などをつくるためには、ものを作り、サービスを提供する側が、どのようにすれば使いやすいのかを知らなければなりません。そのためには、より多くの利用者の声を聴くことが必要です。より多くの関係者が参画し、同じ目標に向けて、連携しながら進めることが必要です。

提供者と利用者、あるいは利用者同士の意見がぶつかることもあるかもしれません。また、技術的、財政的に不可能なこともあるでしょう。その結果、できあがったものに100%満足できないかもしれません。しかし、それが、提供者や利用者同士がさまざまな意見に耳を傾け、お互いの違いを認め、歩み寄った結果であれば、納得できるのではないのでしょうか。

ユニバーサルデザインは、原則や指針を作って終わりではありません。ユニバーサル社会が実現されるまでの過程が重視され、新たな展開のための「仕組み」が、その過程に用意されていることが必要です。ユニバーサルデザインにとって重要なことは、常に社会を見直して評価し、次の課題解決に活かしていく、生活者主体の参加の仕組みが、その実現の過程に含まれていなければならないことです。

地域性を大事にする

この指針の目標は、ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」を実現することです。国がユニバーサルデザインの基準を定め、それを「あおもり」に当てはめればよいというものではありません。住民や利用者が主体となって決めることが必要であり、ユニバーサルデザインは、地域の住民自らが生活者主体で発想すべきものなのです。

マニュアル（手引き）は、基本的な事項を理解したり、共通の認識を持つためには役に立ちますが、一方では、マニュアルに記載された基準を満たしてさえいけばいいということになりがちです。基準がつくられた目的が設計者、利用者に理解されていないと、形だけの使いにくいものができたり、整備しても役に立たないということになります。また、全国的な標準仕様は、積雪寒冷の気候に十分配慮されておらず、そのまま適用できないこともあります。地域のことをよく知り、解決策を検討する姿勢が重要です。

継続性を大事にする（検証と改善）

「より多くの人に」「より使いやすい」ものには完成品がありません。新しい技術の開発によって、不可能だったことが可能になることもありますし、社会や人々の意識が変化して新しい要求が生まれてくることも考えられます。

常に新しい視点で常に社会を見直して評価し、改善していくことが必要です。ユニバーサル社会の実現に向けて、ひとつひとつ事例を積み重ねていくことが求められています。

5 ひとりひとりがこちよく暮らせる「あもり」をつくる取り組み

すでにユニバーサルデザインの考え方を取り入れて進められている関連施策については、その着実な推進を図ります。

さらに、それ以外の分野においても、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。

具体的な方策については、県民、企業・団体、行政などが参加、連携する手法を導入して検討し、すでに実施されている施策と合わせて、総合的・一体的に検討を進めていくこととします。

各分野における取り組みの方向性を例として示します。

さまざまな立場の人たちの参画・連携を進める



だれもが出かけやすい
工夫



ベンチで
くつろぐ

ベビーカーで乗れる電車（海外）



自分に合う形が
選べる食器

手にささらない安全な
がびょう



だれにも使いやすい工夫



見て、聞いて、
触れてわかる
案内板（青森市：
長島地下駐車場）



外国語併記の看板(青森市：アスパム)

だれにも分かりやすい工夫

(1) 安全で、ひとびとがふれあえる「まち」が文化を拓くあおもりづくり

取り組みの方向性

- ・住宅環境、歩行環境の整備などの推進
- ・積雪寒冷の気候に対応したまちづくりの推進

取り組みの例

- ・高齢者、障害者、妊婦、幼児連れなど、だれもが住みよいまちづくりの推進
- ・地域や環境のなかで自立して、あるいは、介護を受けながら暮らせるよう配慮された住宅の整備を促進
- ・駅のエレベーターやエスカレーターの整備を働きかけたり、ノンステップバスなどの導入を促進
身体能力の特性などに配慮した交通安全教育を促進
- ・安全で自由な行動ができるように、道路、信号機、案内標識などの整備改善
- ・商店街の創意工夫を生かし、個性の創出・発展を図るための事業を支援するなかで、高齢社会に対応した事業の展開を支援
- ・除排雪や防雪対策など、雪に強いシステムづくりの推進
北国の快適な生活環境づくりや地域の特性を活かした雪国文化の創造

ノンステップバス



誰もがまちを楽しめる工夫（ベンチ）



今は当たり前の自動ドア



だれもが自由に通れるユニバーサルデザイン

(2) 創意にみち、工夫された「もの」が豊かにいきわたるあおもりづくり

取り組みの方向性

- ・ だれもが使える製品の開発
- ・ だれもが利用しやすい製品に関する情報提供

取り組みの例

- ・ 産・学・行政が連携し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた製品の開発研究
- ・ ユニバーサルデザイン製品の展示など普及活動



楽に立てるイス「たてーる」
(青森県内企業の開発)



いろいろな握り方ができるように工夫されたペン



つまむだけで簡単・安全に抜ける
コンセント



軽くて持ちやすい牛乳びん
働く人にも優しく
くり返し使えて環境にもよい
(グッドデザイン賞
ユニバーサルデザイン賞受賞)



見やすく押しやすい
ボタン
着信を知らせるランプ
音量・音程の調節

使いやすく工夫された電話機



中の形を工夫して飲みやすく冷めにくい湯呑み

(3) ひとりひとりに「情報」が等しく、的確に伝わるあおもりづくり

取り組みの方向性

- ・わかりやすい情報提供
- ・情報提供体制の整備

取り組みの例

- ・分かりやすく、見やすい情報の提供
- ・印刷物（文字）以外にも、いろいろな方法を使った情報提供の推進
- ・パソコンなどのIT（情報通信技術）の活用を促進するなど情報分野のユニバーサルデザインの促進
- ・行政手続の簡素化、行政情報の積極的な公開、県民参加型の行政システムの確立など、電子県庁「電腦AOMORI」の実現

文字が読めなくてもわかるサインの例



いろいろな方法で話を伝える（要約筆記と手話：ユニバーサルデザイン・シンポジウム）



メールを使うと話しのできないところでも情報のやりとりができる



地域性を生かした案内表示
(ユートリー：
八戸市)

(4) ひとりひとりを大切にする「サービス」が行き届いたあおもりづくり

取り組みの方向性

- ・ 行政サービスの向上
- ・ 民間サービス向上

取り組みの例

- ・ 利用者が満足する行政サービスを提供するため、窓口サービスや公共施設の利便性を向上
- ・ 行政手続の簡素化、行政情報の積極的な公開、県民参加型の行政システムの確立
- ・ 障害者や高齢者、子供連れなどさまざまな人の参加を想定したイベントなどの運営
- ・ さまざまな人の要望に対応できるよう、「もてなしのこころ（ホスピタリティ）」の向上



より多くの人に参加できるイベント



お金を入れたり、商品を取り出すのが楽にできる自動販売機（県庁北棟）

(5) ひとりひとりの「こころ」が豊かでやさしいあおもりづくり

取り組みの方向性

- ・人材の育成
- ・推進体制の整備
- ・「こころ」の醸成

取り組みの例

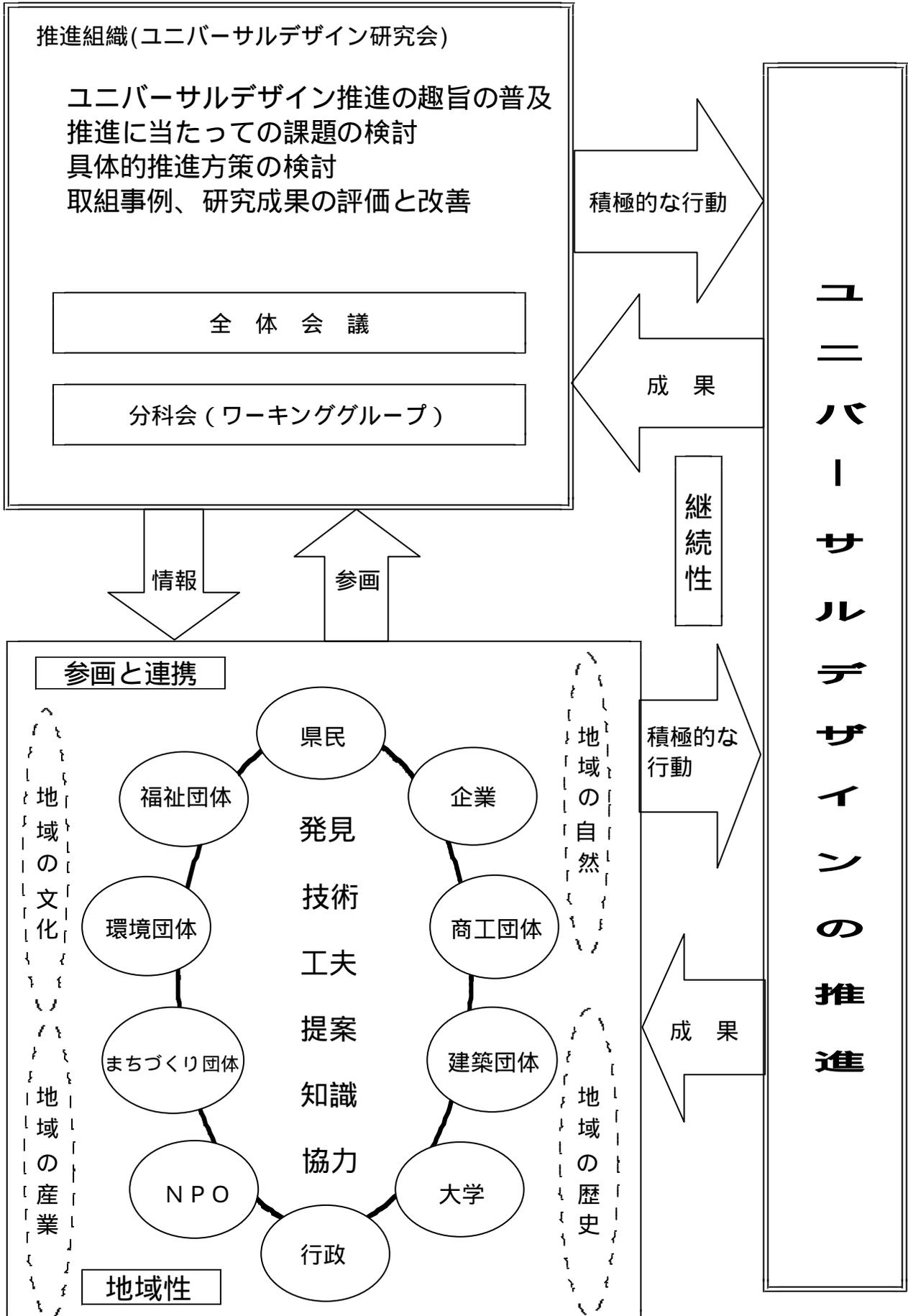
- ・フォーラムの開催、県の広報の活用、ホームページへの掲載、広報物の作成などあらゆる機会をとらえた普及啓発活動
- ・ユニバーサルデザインの考え方に基いた設計や評価のできる人材の育成を促進
- ・県民、事業者、行政など関係者が一体となってユニバーサルデザインを推進する組織づくりを促進
- ・ユニバーサルデザインの推進についての優れた取り組みの紹介
- ・学校・家庭・地域におけるボランティア活動などの体験活動を推進

子どもたちの体験活動



ユニバーサルデザインの普及
(ユニバーサルデザイン・シンポジウム)

6 ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」をつくる仕組みとそれぞれの役割



行政

県は、県民や企業・団体等が主体的にユニバーサルデザインの推進に取り組めるよう、その考え方の普及や取り組み事例の紹介など積極的な情報発信に努めます。

また、市町村や企業・団体等の取り組みのモデルとなるよう率先してユニバーサルデザインの推進に努めます。

市町村は、住民に身近な自治体であり、市町村の取り組みの成果はすぐに住民に届きます。そこで、市町村では、ユニバーサルデザインの考え方をさまざまな施策に取り入れるほか、住民の参画による施策づくりを積極的に進めていくことが求められます。

県民

ユニバーサルデザインの推進は、ひとりひとりが心地よく暮らせる社会に変えていこうという継続した取り組みです。

ユニバーサルデザインの推進が、社会全体のコスト低減や活力ある社会づくりにつながることを理解し、望ましい社会の実現に向けて、主体的に関係者に働きかけていく必要があります。

また、施設や物の改善には限界があり、人の手が必要なことも多いと考えられます。助けの必要な人に手をさしのべられるところを持って行動することが求められます。

企業・団体等

ユニバーサルデザインの考え方に立ち、さまざまな人に対応することができる製品やサービスの提供が求められます。そのためには、そこに働く人がユニバーサルデザインについての理解を深めることが必要です。

また、働きやすい環境づくりにもユニバーサルデザインの考え方を取り入れていくことが求められます。

参考資料（パブリックコメント（H15.2.7～3.6）の際に公表したものです。）

1	あおもりユニバーサルデザイン推進基本指針（素案）について	1
2	検討委員会の概要	3
3	シンポジウムの開催状況	8
4	ユニバーサルデザイン・シンポジウムにおける アンケート・意見交換結果	10
5	用語解説	13
6	ユニバーサルデザイン7原則	15
7	ユニバーサルデザイン関連施策等についての略年表	18
8	将来推計人口	20
9	少子高齢化の影響	22

あおもりユニバーサルデザイン推進基本指針（仮称）素案について

1 指針のねらい及び策定の経緯

（1）ねらい

青森県では、豊かな心を育むことで、人を愛し、自然を尊び、文化を培う、県民ひとりひとりが輝く社会づくりを目標として、県民総参加による県政を進めています。

年齢、性別、国籍、言語や身体能力などに関係なく、環境、建物、製品、情報、さらにはサービスをより多くの人が利用できるように、社会を当初から計画するユニバーサルデザインの考え方は、県政の目標を実現する方法です。

青森県では、福祉のまちづくりの推進など、より多くの人を視野に入れた取り組みが行われてきており、ここちよく暮らせる「あおもり」づくりの推進に向けて、意識を持った人材や受け皿となる基盤を整えつつあります。

しかし、ここちよく暮らせる「あおもり」づくりの推進は、県だけでなし得るものではありません。県内の幅広い地域や分野で、ユニバーサルデザインの考え方が取り入れられていくためには、県はもちろん、県民、企業、団体等にこの考え方が理解され、それぞれがユニバーサルデザインの推進の取り組みに、積極的に参画し、連携しながら展開していくことが求められます。

この指針は、県、県民、企業・団体等が共通の認識を持って、県全体で「あおもりユニバーサルデザイン」を推進していくことをめざして、問題を提起し、県民、企業、団体等に参画と連携を呼びかけるものです。

（2）経緯

指針検討委員会での検討

- ・ 専門家や県民 11 名からなる「ユニバーサルデザイン推進基本指針検討委員会」を設置し、これまで 4 回の会議を開催した。

第 1 回会議 平成 14 年 6 月 25 日（火）

第 2 回会議 平成 14 年 7 月 23 日（火）

第 3 回会議 平成 14 年 9 月 10 日（火）

第 4 回会議 平成 14 年 12 月 3 日（火）

シンポジウム及び意見交換会の開催

ユニバーサルデザインの考え方の普及を図るため、県内 4 カ所でシンポジウムを開催し、あわせて、指針の素案に県民の声を取り入れるため意見交換会を開催した。

2 指針の内容

(1) 社会に求められる変化

青森県では、少子高齢化が急速に進展しており、2030年には人口の3分の1が65歳以上の高齢者になる。これに伴って、社会保障に係る負担の増大など、社会経済を維持していくためのコストが増大することが予想され、活力ある社会を維持していくためには、高齢者、障害者を含むより多くの人々が社会に参画できるように、「まち」、「もの」、「サービス」、「情報」、「ひと」を変えていくことが求められている。

(2) 基本理念・目標

「あおもり」が目指す社会は、すべての人、生活者が機会均等かつ公平に生活目的を自己実現する生活環境にアクセスでき、サービスを受けることができるというユニバーサル社会です。

ひとりひとりの「こころ」が豊かでやさしい「あおもり」
安全で、ひとびとがふれあえる「まち」が文化を拓く「あおもり」
創意にみち、工夫された「もの」がゆたかにいきわたる「あおもり」
ひとりひとりに「情報」が等しく、的確に伝わる「あおもり」
ひとりひとりを大切にする「サービス」が行き届いた「あおもり」

(4) 基本姿勢

過程を大事にする（参加と連携）
地域性を大事にする
継続性を大事にする（検証と改善）

(5) 取り組みの方向性

すでにユニバーサルデザインの考え方を取り入れて進められている関連施策については、その着実な推進を図ります。

さらに、それ以外の分野においても、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。具体的な方策について、県民、企業・団体、行政などが参加、連携する手法を導入して、すでに実施されている施策と合わせて、総合的・一体的に検討を進めていくこととします。

検討委員会の概要

ユニバーサルデザイン推進基本指針検討委員会設置要綱

(設置)

第1 ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施策のあり方その他のユニバーサルデザイン推進基本指針の策定に必要な事項を検討するため、ユニバーサルデザイン推進基本指針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2 委員会は、委員10名程度をもって構成する。
2 委員が欠けたときは、補充することができる。

(委員長等)

第3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させることができる。

(庁内ワーキンググループ)

第5 委員会の事務を補佐するため、ワーキンググループを設置する。
2 ワーキンググループの運営に関し、必要な事項は別に定める。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、政策推進室において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月10日から施行する。

ユニバーサルデザイン推進基本指針検討委員会委員名簿

氏 名	現 職
一條 敦子	NPOコミュニティネットワークキャスト理事
岩井 一幸	東京家政学院大学教授
柏谷 弘陽	NPO資源循環型社会発信地域創造グループ〔エッグ〕理事長
加藤 博	ヒロシカンパニー代表
北原 啓司	弘前大学助教授
熊谷 啓子	NPO自立支援センターフィフティ―常務理事
黒田 芳夫	JR青森支店長
小林 克己	青森県ウッドクラフト協議会会長
高樋 忍	(有)クレイドル代表取締役
浜中 智美	ボランティアネットワーク風の輪
福士 良太	NHK青森放送局長

(順不同、敬称略)

指針検討委員会での主な意見等

ユニバーサルデザインという言葉

ユニバーサルデザインという言葉はこれから主流になる言葉か。

私たちは、ついユニバーサルデザインだとかジェンダーフリーという言葉を使ってしまいが、意外と一般の方に反発されることもある。ですから、分かりやすい言葉での表現ということと、青森らしい表現ということが普及浸透のためには、必要ではないか。

マスコミに取り上げてもらうとか、新聞に書いていただくとかして、目に触れるようにして、活字慣れしてもらうことが大事。

バリアフリーも浸透には時間がかかった。キャッチフレーズが必要では。

ユニバーサルデザインという言葉が、理念なのか方法なのか、混乱している。

バリアフリーでもユニバーサルデザインでも、「もの」はできる。状況に応じて、言葉の使い方を考えるべき。

ユニバーサルデザインの視点

青森のユニバーサルデザインの進め方の視点が必要。それがないとある分野だけが細かいとか、全体的なまとまりが分からなくなってしまう。

ユニバーサルデザインを進めていくときのプロセスとして、すべての人々の、すべての状況ニーズを満たしながら、誰もが入れるしくみ、システムもユニバーサルデザインの中に入り込んでくる。

ユニバーサルデザインは、方法です。静岡の計画では、目標をはっきりさせて書いてあって、ユニバーサルデザインは支えるものという書き方になっている。

ユニバーサルデザインという考え方の中にローカリティということが入ってきてはじめてすべての人ということになる。

バリアフリーとかいろいろやってきた結果としてユニバーサルデザインがあるわけですから、その経験をうまく生かして、ユニバーサルデザインということでもまとめていけばいい。

ユニバーサルデザインの一方で、個別に配慮しなければならない問題は存在する。

デンマークでも統合教育ということで、一時すべての人が同じ学校に、という時代もあったが、今はそうではない。別にやる部分と一緒にやる部分とが両方必要だ。

利用者の声をどう取り入れていくのか。単なる苦情処理でよいのかどうか？

情報のユニバーサルデザイン

通常のローカルのニュース番組などで手話、文字放送等障害のある人のためのサービスはやっていないし、要望も聞いたことがない。

情報に関して言えば、一番情報から置き去りにされがちなのは聴覚障害の方だと思います。そういう方々からお話を聞く機会も必要なのではないか。

学校（施設）のユニバーサルデザイン

ある中学校に講演を頼まれて行った。そこは、福祉のまちづくり条例が施行されたあとにできた校舎だが、全然バリアフリーになっていなかった。教育現場の方々にそういう考え方が不足しているのかなという感じがした。

車いすとか身体の障害だけの方であれば、建物のバリアフリー化が行われれば普通の学校で教育を受けることが可能になってくるし、親御さんのなかにも車いすの方とかもいらっしゃる場合もあるわけですから、そういう方々が学校現場に入って行きやすい環境をつくっていくべき。

文部省の所管のものはハートビル法の対象ではなかった。文部省のレベルでは遅れている。むしろ自治体でやれるかということを考えてもいい。

ユニバーサルデザインの普及

(教育)

青森県のユニバーサルデザインの考え方を浸透させるようなプログラムを作ればいい。

静岡県県のユニバーサルデザインの認知度が1年で31%、2年で46%、3年で60%になった。子どもたちにも総合学習の中でユニバーサルデザインの意義というのを教えて浸透させている。

一部の幼稚園、小学校は男女の差別をなくしつつある。性別による差別をなくそうということは、幼児教育の中から実践していかなければ、定着しない。

静岡県では、静岡文化芸術大学をつくった。あの大学はユニバーサルデザインをテーマにしている。青森県はソフトを進めるのにどうしたらいいか。

意識の中に染みついているものをどうやってユニバーサルデザインということに高めていくかという教育(学校教育、社会教育を含めて)のプログラムも推進体制の中に入れていくべき。

ジェンダーフリーを教育の現場に持っていこうということで活動しているが、先生の知識がないとか、校長先生の知識がないということで、入っていけない大きな壁になっている。大学の教員養成の段階から力を入れていくことが必要。

学校となると市町村の教育委員会の認識がどうか、という問題になる。

(家庭)

ひとつづくりプログラムということでは、家庭、地域、学校の連携が必要だ。特に、世の中にはいろいろな立場、状況の人があるということがわかる、しつけということでは、家庭の役割が重要ではないか。

外国ではいろいろな人種の人たちがいるので、子どもたちから世の中にはいろいろな人たちがいるということが分かるが、そういうバックグラウンド、思想がない中でユニバーサルデザインと家庭を結びつけるのは難しい。

家庭は大事だが、具体的にどうするかは難しい。小さい子どもを連れた若い親が、車いす用駐車スペースに車を止めているのを見かける。その子どもは、そこに車を止めていいものと思ってしまう。

(その他)

実際にこれがユニバーサルデザインですよということを体験させてくれる機会が少ない。

目に見える道路標識とかの表示やトイレとかのチェックというのも考えていただければ。

誰でも環境によっては障害者になるんだということをみんなが理解しないといけない。

ユニバーサルデザインのコスト

社会的コストとして、これは必要であるという大義名分ですっきりとコンセンサスを持ちながら、プラス10%の出費をしていくことが必要であるということの確認が必要。

役所の建物というのは、最低限の基準はクリアしようという発想でやってきているからある程度のバリアは除けているけれども、ユニバーサルデザインという発想からすれば、お金がかかって当たり前だという発想がでてくる。

青森がユニバーサルデザインの指針を作るのであれば、ほかのところを切りつめてもこういふところにお金がかかっていくんだということをしっかり出していかないと、各課が一步すすめたことをしようとするときに削られてしまう。

一般に「一部の人のために、なぜお金を使うんだ」という話がでてくる。

今は、一部の人のためにということではなくて、ずいぶん変わってきている。イオン下田ショッピングセンターも最初は車いすのひとのためにということだったかも知れないけれども、それでお年寄りのお客さんも増えて、子供連れのベビーカーを押したお母さんたちの増えてということで、決して一部の人のためにということではない。

ユニバーサルデザインの進め方

青森県で今なにがユニバーサルデザインとして重要か。全部をやろうと思うときりがない。ポイントになるものを少し出して、ケーススタディみたいなものをやるのがいい。

ISOのように常に検証してレベルを上げていく仕組みが必要。

行政だけではなく、下からの盛り上がりが必要。

担当者が代わっても継続していけるような仕組みが必要。

指針の書き方

一個一個やっていったら、ユニバーサルデザインではない部分というのが必ずある。全部を取り上げていたら、きりがない。この指針を出していくときに、どういうまとめ方をするかというのは、非常に難しい。

普及、育成、推進体制、みんなの役割を明記していくことは、必要なこと。

指針の全体の形は、県としてのあるべき姿、その下にユニバーサルデザインをどう考えているのか、人材育成、空間、情報、サービスということで、課題なり目標なりを社会参加ということでみんながどう関わっていくのがよいか、推進体制を整える。

報告書の一番最初にユニバーサルデザインとはということではなくて、ずっといろいろ青森県のことを書いていって、最後にこういうのがユニバーサルデザインなんですねということで終わるようなものがいい。

青森県は、バリアフリーも進んでいない。問題提起の仕方が重要である。

その他

ある障害者の施設を作ろうとしたときに、いろいろな障害をもった人たちが集えるもの考えたが、当事者の反対により、特定の障害をもつ人たちのための施設になった。それは、意識啓発、教育の問題なのか。障害の特性ということなのか。

ある障害をもつ人が、ほかの障害をもつ人たちと理解し合うことは難しいことではないか。

県民政策ネットワークでも観光バリアフリーを研究するなど、いろいろな形でユニバーサルデザインにつながる取り組みをしている。そういうことも参考にしてほしい。

シンポジウムの開催状況

第1回

日時 平成14年6月25日(火)

場所 アピオあおもり多目的ホール(青森市)

内容 1 講演「ユニバーサルデザインの今日」

講師 岩井一幸氏(東京家政学院大学教授)

2 パネルディスカッション

コーディネーター 金沢善智氏(弘前大学助教授)

パネリスト 熊谷啓子氏(NPO自立支援センター

フィフティ―常務理事)

高樋忍氏((有)クレイドル代表取締役)

小田桐英夫氏((株)ジョイ・ワールド・

パシフィック工場長)

コメンテーター 岩井一幸氏

第2回

日時 平成14年8月31日(土)

場所 むつ市公民館講堂(むつ市)

内容 1 講演「ユニバーサルデザインを考える：もの、まち、すまい」

講師 古瀬敏氏(独立行政法人建築研究所首席研究員)

2 パネルディスカッション

コーディネーター 熊谷啓子氏(NPO自立支援センター

フィフティ―常務理事)

パネリスト 工藤知彦氏(まちづくり倶楽部代表)

益城妃富氏((社福)青森社会福祉振興団

地域福祉部長)

八木橋清三氏(八木橋寝具店代表)

コメンテーター 古瀬敏氏

第3回

日時 平成14年9月29日(日)

場所 弘前市駅前市民ホール(弘前市)

内容 1 講演「ユニバーサルデザインのまちづくり」

講師 田中直人 氏(摂南大学工学部建築学科教授)

2 パネルディスカッション

コーディネーター 北原啓司 氏(弘前大学教育学部助教授)

パネリスト 一條敦子 氏(NPOコミュニティー
ネットワークキャスト理事)

佐々木弘男 氏(佐々木弘男設計工房

(株)サウンド・アーキテクト)

山内将才 氏(わにもっこ企業組合)

コメンテーター 田中直人 氏

第4回

日時 平成14年10月27日(日)

場所 八戸市総合福祉会館多目的ホール(八戸市)

内容 1 講演「PPP(プロダクト・パフォーマンス・プログラム)で商品企画を深化させる」

講師 中川聡 氏(トライポッド・デザイン(株)代表取締役)

2 パネルディスカッション

コーディネーター 熊谷啓子 氏(NPO自立支援センター
フィフティ 常務理事)

パネリスト 有谷昭男 氏(あおもりデザイン協会会長)

玉川典行 氏(玉川設計代表)

山崎雄一 氏(NPOさわやかネット代表理事)

コメンテーター 中川聡 氏

ユニバーサルデザイン・シンポジウムにおけるアンケート・意見交換結果

問1 「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味をご存じでしたか

- | | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 言葉も意味も知っていた | 60 |
| 2 | 言葉は知っていた | 27 |
| 3 | 全く知らなかった | 26 |

問2 「バリアフリー」という言葉や意味をご存じでしたか

- | | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 言葉も意味も知っていた | 95 |
| 2 | 言葉は知っていた | 17 |
| 3 | 全く知らなかった | 1 |

問3 シンポジウムに参加された感想をお聞かせください

- | | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | おもしろかった(ためになった) | 87 |
| 2 | おもしろくなかった(ためにならなかった) | 2 |
| 3 | どちらとも言えない | 14 |

問4 県では、「福祉のまちづくり条例」を制定し、高齢者や障害者の方などの利用に配慮した公共的施設の整備などを進めていますが、このような取り組みについてご存じでしたか

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | よく知っている | 29 |
| 2 | 聞いたことはある | 62 |
| 3 | 全く知らない | 21 |

問5 県では、「社会福祉基本計画」などにおいて、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ始めていますが、このような取り組みについて、ご存じでしたか。

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | よく知っている | 13 |
| 2 | 聞いたことはある | 46 |
| 3 | 全く知らない | 54 |

問6 ユニバーサルデザインを推進していくために、県が取り組むべき活動について次の中から3つ選んでください。

- | | | |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | パンフレットやホームページによるユニバーサルデザイン関係情報の提供 | 36 |
| 2 | 講演会、シンポジウムや展示会などの開催 | 44 |
| 3 | 民間の企業や団体がユニバーサルデザインに取り組む場合の助成制度 | 57 |
| 4 | アイデアコンクールや表彰制度の創設 | 26 |
| 5 | 市町村に対する普及、市町村の取り組み支援 | 58 |
| 6 | 行政、企業・団体、県民が一体となった推進体制の整備 | 83 |
| 7 | その他 | 10 |

「バリアフリー」と比べて「ユニバーサルデザイン」の認知度は低い。ユニバーサルデザインの理念などについては、一定の理解が得られた。一体的な推進体制、企業・団体、市町村への支援についての要望が多い。

自由意見

多くの人の意見を聞くこと

一般ユーザーの意見を聞いて、常に改良していくことが大切だと思います。

様々な立場の人のニーズ発掘とその調整の仕組みが必要

多方面の専門家の意見を取り入れてほしい

特に障害者の人はトイレひとつにしても、使い方がそれぞれ違う。高齢者、障害者の意見が取り入れられるよう意見交換の場が必要である。公共建築へユニバーサルデザインを取り入れるためのルールづくりも必要です。

公共施設（箱物、公園、ストリート、道の駅）等で、うわべだけのバリアフリーが多い。これは、クライアント側が理解していない証拠である。

使い方、使い勝手のシュミレーションを行って、施行にGOサインを出すべき。単純に見た目を重視すると金の無駄遣いにしかならない。

建築関係以外にも広く呼びかけて、生活者も入れて意見を聞く機会を設ける。

施策の企画段階から当事者（障害者や高齢者など）を参加させることが必要

何か作ったり、したりする前に当事者の意見を聞いてほしい。

知らないうちに、意見が取り入れていないものができる。

普及啓発

バリアフリーは聞き慣れているが、ユニバーサルデザインは知られていない。

分かりやすく、言いやすく、覚えやすく

ユニバーサルデザインのブランド化？

こういった一般にもっと知らしめる機会をたくさんつくってほしいです。

より多くの人々が自然に取り組めるように、知識などの周知を図る手段が一番難しい。

さまざまな分野の人がユニバーサルデザインの概念を知ることが必要だと思います。

「個々の心にユニバーサルマインドを持つことが大事」

分かりやすい日本語の表現はないのか。

PRが不足している。

若い人にもPR（啓蒙）が必要

子どもの教育の場から取り組むことが必要

学校教育、社会教育との連携が必要

障害者の駐車スペースに健常者が駐車しているのを見かける。係員も注意しないようだ。いろいろな状況と立場の人がいることへの理解不足。地域の実例をアピールし、県民を取り込んでほしい。

ユニバーサルデザインの考え方が分かった。ユニバーサルデザイン + 思いやりの心が平等な生活環境につながる。

各自治体での取り組みも紹介してほしい。

地域性

青森県は雪国なので、雪に関わる障害（バリア）とユニバーサルデザインとの関わりについて取り上げていただきたい。

雪国対応の本県特有のスタイルを積極的に考案していただきたい。

都会の真似、見た目だけにこだわったものではなく、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進してほしい。

推進方法

NPO、NGOなどとの情報共有、連携が必要

すべての人が声を上げなければいけない。行政のユニバーサルデザイン化が必要。

ユニバーサルデザインの視点は重要だが、お金がかかると思う。自治体の予算システムや、施策の計画から実施までの手段の転換が必要。

ユニバーサルデザインが21世紀の潮流になってほしい。県政の柱の一つとして啓発に取り組んでほしい。

1 国、県、市町村その他公共性の強い機関が設置運営する施設等は、自らユニバーサルデザイン設計を実践し、行動し、お手本を示す。

2 学問としてのユニバーサルデザインはいらない。

県レベルでは商品開発などは困難と思いますがどうするのでしょうか。

福祉的なとらえ方はできない。意味も複雑で、実物を全面に出さないと理解しにくい。生活関連テーマごとにユニバーサルデザイン化を図る必要がある。

ユニバーサルデザインは、様々な観点から進める必要がある。

バリアフリー、ユニバーサルデザインは、作ったらそれで終わりということではなく、一人ひとりの責任が生じてくるのだと思う。

スローガンだけでなく継続が必要。「立県」には辟易する。

この事業は、予算収支プラスマイナスゼロであって終わりってことじゃあないんですよ。

北東北3県の交流が盛んになってきているが、その中でも岩手県はUDについてかなりの先進県であると言われていています（雑誌等でも紹介されている）。学べる点は先進県に学ぶなど、UDの北東北交流もあると良い。

定義などは十分分かったが、バリアフリーなどと今後どう住み分けしていくのか（推進していく上でどういう関係として成り立っていくのか）？今日のシンポジウムを聞いても、福祉のシンポジウムなのか、UDのシンポジウムなのか参加した人の多くはとまどっているのではないかと（UDがバリアフリーの一部を含むとしても）。

すべての人が使いやすい施設をつくるのは非常に難しいと思う。

今後、公共建築物を設計する機会があれば、取り入れてみたい。

その他

シャンプー容器のポチポチや左利きの人用のハサミなど、いわゆる普通の人では気づかない（気にしないような）ささやかな所も考えていきたい。

自分も含めてどう変わっていけるか楽しみです。

先進県として、これからも期待したい。

サービス環境の整備を望む

文化観光と連携したバリアフリーマップなども作ってほしい。

家庭のユニバーサルデザインはもちろんですが、環境のユニバーサルデザインも大事だと思う。大湊地区の道路は危険がいっぱいで、でこぼこで足が取られる。

デザインと一体となっている「色」についても検討を。

用語解説

東京家政学院大学教授 岩井一幸氏の資料をもとに青森県が作成

ユニバーサル・デザイン (Universal Design)

特別な改造や特殊な設計をせずに、すべての人が可能な限り最大限まで利用できるように配慮された製品や環境のデザインであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。その意義は、すべての人が使用できるようにデザインにおける製品、建物、環境へのアクセス特性をまとめることであり、自分自身の一生の間、だれもが経験する変化を考えることである。子供、妊婦、高齢者、聴覚障害者、心臓病や一時的障害者、平均者より偏った者は、ユニバーサルデザインされた環境から利益が得られる。

すなわち、特別な人に対して特別なものをつくり提供するのではなく、誰もが使える普通のものをつくるという考え方。すべての製品や環境のデザインにおいて人間の能力について最も幅広く可能な範囲を適合させるために認識し、尊重し、評価し、試みているデザインに対するコンセプト（概念）あるいはフィロソフィー（哲学）である。人々のすべての年齢と能力についての感受性と知識を必要とする。

良く考えられたユニバーサル・デザインは、ほとんどのユーザーには意識されず、しかも市場性があり、適応性があり、安全で、身体的にも情緒的にもアクセスしやすいものである。簡単にいうとユニバーサル・デザインは、一般に受け入れられた人間工学要素の標準を超えて実行されたユーザー基盤のグッドデザインである（ロン・メイス (Ronald L. Mace) が提唱)。

「ユニバーサル・デザインの7原則」

- 誰でも公平に使用できること
- 使う上で自由度が高いこと
- 使い方が簡単ですぐわかること
- 必要な情報がすぐに理解できること
- うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- 無理な姿勢を取らずに少ない力でも楽に使用できること
- アクセスしやすい空間と寸法であること

バリアフリー・デザイン (Barrier Free Design)

1968年にアメリカでは、建築障壁法 (Architectural Barriers Act) が制定され、「建築物によるバリア」の考え方が取り入れられる。1974年に国際障害者生活環境専門家会議が開催され、バリアフリー・エンバイロメント (BFE) の概念が生まれ、障害者の機能特性に着目した「バリアフリー・デザイン」の概念が確立

したと考えられる。

現在では、バリアフリー・デザインの語は、一般の条例や規格基準文書に多く使用され、建築物から物理的あるいは感覚上の障壁を取り除く意味で使われる。製品や環境が使えない人がいるという前提からその人たちにも使えるようにデザインするという考え方である。アクセシブル・デザインと同義。

アクセシブル・デザイン (Accessible Design)

何らかの機能に制限を持つ者に焦点を合わせ、これまでのデザインをそのような人々に合わせて拡張することによって、製品やサービスをそのまま利用できる潜在顧客数を最大限まで増やすためのデザインという考え方である。例えば、斜路、縁石のカット、手すり、点字サインなどの装置によって、公共施設、商業施設、交通システム施設などへのアクセスを確保しているように、障害をもつ人々がアクセス可能で、利用できるようにデザインされ、つくられた製品および環境のこと。建築、景観デザイン、インテリア・デザインと通常結びつき、バリアフリー・デザインと同義に適用される。

アクセス (Access) / **アクセシビリティ** (Accessibility)

「近接する / 近接できること」の意。狭義には物理的な近づきやすさを言うが、広義に解釈すれば、目的とする施設の位置・概要の情報サービスや利用料金の割引きといった経済負担の軽減などの社会経済的近づきやすさも含むことができる。

人間中心設計 (Human Centered Design)

利用者の視点に立って利用者が使いやすい製品をデザインすること。

人間中心設計の原則とは、

利用者の積極的な参加と利用者ならびに仕事に対する明快な理解、

利用者と技術に対する適切な機能配分、

評価を行うことで、要求に応えられるまでの作業の繰り返し、

多様な職種による設計であり、企画段階、設計段階、製造段階、販売段階、組

立段階、サービス段階に至るライフサイクルのなかで、利用者の意見を聞き、

理解し、その理解を設計で繰り返し検証すること

としている。

ユニバーサルデザイン7原則

Version 2.0- 4/ 1/97
THE CENTER FOR UNIVERSAL DESIGN
North Carolina State University

この原則は、以下のユニバーサルデザイン提唱者により編集された（アルファベット順）: Bettye Rose Connell, Mike Jones, Ron Mace, Jim Mueller, Abir Mullick, Elaine Ostroff, Jon Sanford, Ed Steinfeld, Molly Story, Gregg Vanderheiden
また、日本語訳文の責任は、Michiko Horikawa, Satoshi Kose, Koji Yanagida, Tetsuya Yasuzawa（堀川美智子、古瀬敏、柳田宏治、安澤徹也）にある。

ユニバーサルデザインとは

すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。

ユニバーサルデザイン原則は、建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究者などからなるグループが、協力しあってまとめたものである。

これは、環境、製品、コミュニケーションなどを含めて、デザインがかかわる幅広い分野での方向性を明確にしている。これらの7原則は、既存のデザインの評価や、デザイン・プロセスの方向づけに使えるだけでなく、使いやすい製品や環境とはどうあるべきかを、デザイナーのみならず消費者を啓蒙するためにも活用できるものである。

ユニバーサルデザイン7原則は以下のものから構成されている。

原則：簡潔で、かつ、覚えやすく表現された基本的な考え方

定義：原則に沿ったデザインをするための簡潔な方向付け

ガイドライン：原則に忠実であるために必要とされる基本要件

（注：すべてのガイドラインが、どのようなデザインにも当てはまるとは限らない。）

原則1：誰にでも公平に利用できること

定義：誰にでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること。

ガイドライン：

- 1 a . 誰もが同じ方法で使えるようにする：それが無理なら別の方法でも仕方ないが、公平なものでなくてはならない。
- 1 b . 差別感や屈辱感が生じないようにする。
- 1 c . 誰もがプライバシーや安心感、安全性を得られるようにする。
- 1 d . 使い手にとって魅力あるデザインにする。

原則 2 : 使う上で自由度が高いこと

定義 : 使う人のさまざまな好みや能力に合うように作られていること。

ガイドライン :

- 2 a . 使い方を選べるようにする。
- 2 b . 右利き、左利きどちらでも使えるようにする。
- 2 c . 正確な操作がしやすいようにする。
- 2 d . 使いやすいペースに合わせられるようにする。

原則 3 : 使い方が簡単ですぐわかること

定義 : 使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること。

ガイドライン :

- 3 a . 不必要に複雑にしない。
- 3 b . 直感的にすぐに使えるようにする。
- 3 c . 誰にでもわかる用語や言い回しにする。
- 3 d . 情報は重要度の高い順にまとめる。
- 3 e . 操作のためのガイダンスや操作確認を、効果的に提供する。

原則 4 : 必要な情報がすぐに理解できること

定義 : 使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。

ガイドライン :

- 4 a . 大切な情報を十分に伝えられるように、絵や文字、手触りなど異なった方法を併用する。
- 4 b . 大切な情報は、(例えば大きな文字で書くなど)できるだけ強調して読みやすくする。
- 4 c . 情報をできるだけ区別して説明しやすくする(やり方が口頭で指示しやすくなるように)。
- 4 d . 視覚、聴覚などに障害のある人が利用しているさまざまなやり方や道具でも、情報がうまく伝わるようにする。

原則 5 : うっかりミスや危険につながらないデザインであること

定義 : ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。

ガイドライン :

- 5 a . 危険やミスをできる限り防ぐ配慮をすること：頻繁に使うものは最もアクセスしやすくし、危険なものはなくしたり、隔離したり、覆うなどする
- 5 b . 危険なときやミスをしたときは警告を出す。
- 5 c . 間違っても安全なように配慮をする（フェイルセーフ）。
- 5 d . 注意が必要な操作を、意図せずにしてしまうことがないように配慮する。

原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

定義：効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること。

ガイドライン：

- 6 a . 自然な姿勢のまま使えるようにする。
- 6 b . あまり力を入れなくても使えるようにする。
- 6 c . 同じ動作を何度も繰り返すことを、できるだけ少なくする。
- 6 d . 体に無理な負担が持続的にかかることを、できるだけ少なくする。

原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

定義：どんな体格や、姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。

ガイドライン：

- 7 a . 立っていても座っていても、重要なものは見えるようにする。
- 7 b . 立っていても座っていても、あらゆるものに楽に手が届くようにする。
- 7 c . さまざまな手や握りの大きさに対応する。
- 7 d . 補助具や介助者のためのスペースを十分に確保する。

これらのユニバーサルデザイン7原則は、誰にでも利用可能なデザインという視点を中心にしている。しかし、実際のデザインでは、使いやすさ以上のことにも配慮が必要であり、デザイナーが、デザインをする過程で、経済性や、技術的条件、文化的要件、男女差や環境への影響など、関連する諸条件を考慮に入れなければならないことはいうまでもない。これらの7原則は、できるだけ多くの人達の要求に対応できるような特徴を、よりうまく組み込んで理想的なデザインを目指すにあたっての、デザイナーへの指針である。

Copyright 1997 N. C. State University, The Center for Universal Design

（この原則は、主にNational Institute on Disability and Rehabilitation Researchからの助成金により作成された。）

英語原文：http://www.design.ncsu.edu/cud/univ_design/principles/udprinciples.htm

和訳：<http://www.kenken.go.jp/5bu/skose/7UDP.htm>

年	関連施策等
1947	「児童福祉法」制定
1949	「身体障害者福祉法」制定
1963	「老人福祉法」制定
1970	「心身障害者対策基本法」制定
1971	「道路交通法」改正（道路標識の視認性の向上）
1973	厚生省「身体障害者福祉モデル都市設置事業」創設 建設省「官庁営繕の身体障害者に対する暫定処置について」通知 建設省「歩道段差切り下げ・視覚障害者誘導用ブロック指針」策定
1978	「道路交通法」改正（視覚障害者の盲導犬、指定杖の利用の義務づけ）
1980	「公営住宅法」改正（高齢者等の低額所得者に対する低廉な家賃の賃貸住宅の確保）
1981	建設省「官庁営繕における身体障害者等の利用を考慮した設計指針」策定
1982	「老人保健法」制定 総理府「障害者対策に関する長期計画」策定 建設省「身体障害者の利用を配慮した建築設計標準」策定 「障害者対策に関する新青森県長期行動計画」策定
1983	国鉄「点字ブロックの設置義務化」 運輸省「公共交通タ - ミナルにおける身体障害者用施設整備ガイドライン」策定
1985	建設省「視覚障害者誘導用ブロック設置指針」策定 「ユニバ - サルデザイン」提唱（ロン・メイス、アメリカ）
1986	「長寿社会対策大綱」策定
1987	建設省「シルバ - ハウジングプロジェクト制度」創設
1989	厚生省「ケアハウス」の供給を開始 「高齢者保険福祉推進10ヵ年戦略(ゴ - ルドプラン)」策定
1990	建設省「シニア住宅供給推進事業」創設 「障害をもつアメリカ人法(A D A 法)」制定 「青森県高齢化社会対策大綱」策定
1991	運輸省「鉄道駅におけるエスカレ - タの整備指針」改定 建設省「公共住宅のバリアフリ - 化」開始 建設省「福祉の街づくりモデル事業」創設 建設省「建築設計基準」改正 自治省「地域福祉推進特別対策事業」創設
1993	運輸省「鉄道駅におけるエレベ - タの整備指針」改定 建設省「道路構造令」改定（道路・エレベ - タなどのバリアフリ - 化促進） 総理府「障害者対策に関する新長期計画」策定 「障害者基本法(心身障害者対策基本法の改正)」制定 「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」制定 「通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針」策定 「障害者対策に関する新青森県長期行動計画」策定

1994	<p>自治省「公共交通施設改良事業」を創設</p> <p>運輸省「公共交通タ - ミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン」策定</p> <p>運輸省「みんなが使いやすい空港旅客施設新整備指針(計画ガイドライン)」策定</p> <p>「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハ - トビル法)」制定</p> <p>建設省「人に優しい建築物整備促進事業」創設</p> <p>建設省「生活福祉空間づくり大綱」策定</p> <p>文部省「学校施設等における高齢者・障害者等の円滑に利用できる建築物の建築の促進について」策定</p> <p>「エンゼルプラン」策定</p> <p>「新ゴ - ルドプラン」策定</p> <p>「青森県福祉のまちづくり整備指針」策定</p>
1995	<p>「障害者プラン - ノ - マライゼ - ション七ヶ年プラン - 」策定</p> <p>「高齢社会対策基本法」制定</p> <p>建設省「長寿社会対応住宅設計指針」策定</p> <p>通産省「障害者等情報処理機器アクセシビリティ指針」告示</p>
1996	<p>建設省「生活福祉空間ガイドライン」策定</p> <p>「高齢社会対策大綱」策定</p> <p>「住宅金融公庫融資制度」改正</p> <p>「公営住宅法」改正(高齢者や障害者などへの適正な公営住宅の供給)</p>
1997	<p>「建築設計基準」の改正</p> <p>「放送法」「有線テレビジョン放送法」改正(字幕放送等に関する制度改正)</p> <p>「高齢者・障害者の利用に留意したコミュニケーション環境のガイドライン」策定</p>
1998	<p>「建築基準法」の改正</p> <p>郵政省「障害者等電機通信設備アクセシビリティ指針」策定</p>
1999	<p>建設省「歩道における段差及び勾配等に関する規準」策定</p> <p>運輸省「鉄道駅におけるエレベ - タ及びエスカレ - タの整備指針」策定</p> <p>「歩いて暮らせる街づくり」策定</p> <p>「住宅の品質確保の促進等に関する法律」制定</p> <p>「ゴ - ルドプラン21」策定</p> <p>厚生省「新エンゼルプラン」策定</p> <p>「青森県福祉のまちづくり条例」施行</p> <p>「青森県高齢社会対策大綱」策定</p>
2000	<p>「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリ - 法)」施行</p> <p>「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」策定</p> <p>「青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアル」策定</p>
2001	<p>「高齢者の居住の安定確保に関する法律」制定</p> <p>「障害者等電機通信設備アクセシビリティガイドライン」策定</p>
2002	<p>「ハートビル法」改正</p>

(「国土交通政策研究第3号」2001年6月国土交通省国土交通政策研究所を参考に青森県作成)

将来推計人口

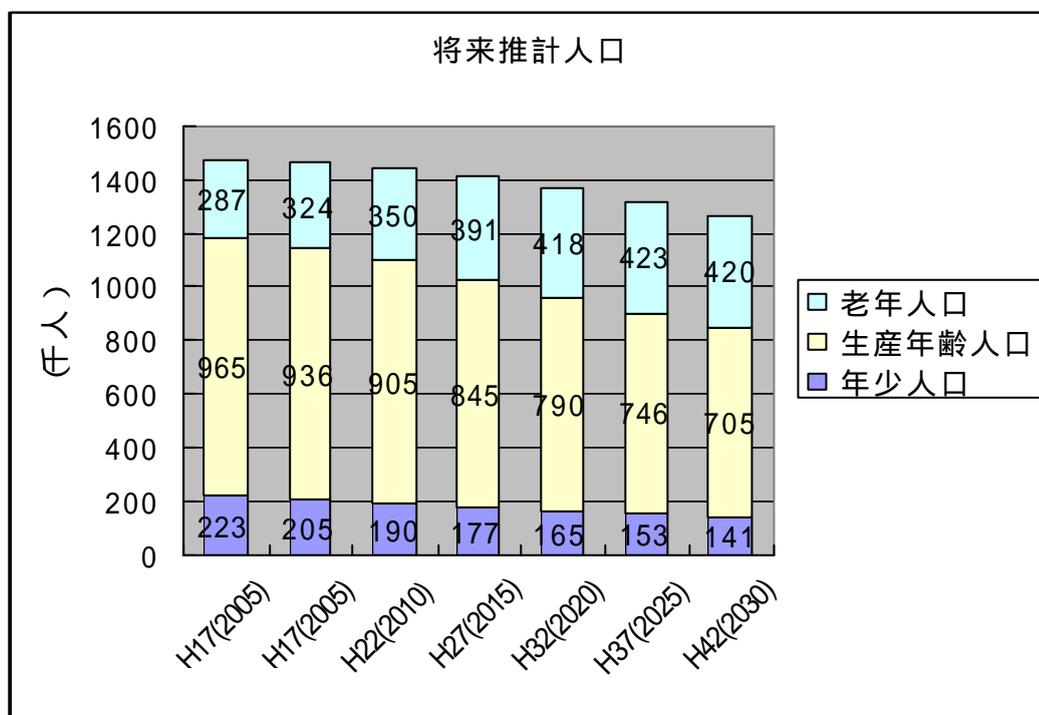
「都道府県の将来推計人口（平成14年3月推計）」（平成14年3月 国立社会保障・人口問題研究所）をもとに青森県作成

青森県の人口

	H 1 2 (2000)	H 1 7 (2005)	H 2 2 (2010)	H 2 7 (2015)	H 3 2 (2020)	H 3 7 (2025)	H 4 2 (2030)
総人口	1,476	1,465	1,445	1,414	1,373	1,322	1,265
年少人口 (0～14歳)	223 (15.1)	205 (14.0)	190 (13.1)	177 (12.6)	165 (12.0)	153 (11.6)	141 (11.1)
生産年齢人口 (15～64歳)	965 (65.4)	936 (63.9)	905 (62.6)	845 (59.8)	790 (57.5)	746 (56.4)	705 (55.7)
老年人口 (65歳以上)	287 (19.5)	324 (22.1)	350 (24.3)	391 (27.7)	418 (30.4)	423 (32.0)	420 (33.2)

人口の単位は千人。

()内の数字は、各人口の総人口に占める割合(%)



(参考) 全国の人口

	H 1 2 (2000)	H 1 7 (2005)	H 2 2 (2010)	H 2 7 (2015)	H 3 2 (2020)	H 3 7 (2025)	H 4 2 (2030)
総人口	126,926	127,708	127,473	126,266	124,107	121,136	117,580
年少人口 (0～14歳)	18,505 (14.6)	17,727 (13.9)	17,074 (13.4)	16,197 (12.8)	15,095 (12.2)	14,085 (11.6)	13,233 (11.3)
生産年齢人口 (15～64歳)	86,380 (68.1)	84,590 (66.2)	81,665 (64.1)	77,296 (61.2)	74,453 (60.0)	72,325 (59.7)	69,576 (59.2)
老年人口 (65歳以上)	22,041 (17.4)	25,392 (19.9)	28,735 (22.5)	32,772 (26.0)	34,559 (27.8)	34,726 (28.7)	34,770 (29.6)

人口の単位は千人。

()内の数字は、各人口の総人口に占める割合(%)

少子高齢化の影響

「少子化に関する基本的考え方について - 人口減少社会、未来への責任と選択 - 」
(平成9年10月 人口問題審議会) から抜粋

III 少子化の影響 - 概ねマイナス面の影響 -

(現行制度の下での予測)

仮に、現行の諸制度を改革せず、現在までの傾向が続き、少子化が進行した場合、その影響の主なものとして、以下のような点が予測され、あるいは指摘されている。

1 経済面の影響

(1) 労働力人口の減少と経済成長への影響 - 経済成長率低下の可能性 -

(労働力人口の減少)

少子化の進行は、とりわけ生産年齢人口の減少をもたらし、労働力人口の減少につながる。

平成9年(1997年)6月に労働省が行った将来の労働力人口の推計によれば、現在約6700万人の労働力人口は、2005年以降減少に転じ、2025年には約6300万人まで減少すると見込まれている。

(労働力人口の年齢構成の変化)

また、現在約13%である労働力人口全体に占める60歳以上の労働者の割合は、高齢者雇用を促進する現行諸施策による効果を見込んだ上で、2025年には約21%に達し、労働力人口の年齢構成も大きく変化する。

この労働力人口の年齢構成の変化は、高齢者の場合には、個人差はあるものの短時間勤務を希望する割合が高いことを勘案すれば、実労働時間数を考慮した場合における労働力供給の一層の減少をもたらすことが懸念される。こうした状況の下で、例えば、介護や看護等高齢化に伴い、今後、ますます需要が増大する分野における労働力の確保への影響も懸念される。

(経済成長率低下の可能性)

労働力の制約は、一般に貯蓄を取り崩すと考えられる退職者の割合の増加に伴う貯蓄率の低下と相まって投資を抑制し、労働生産性の上昇を抑制する要因になる。

労働力供給の減少と労働生産性の伸び悩みが現実のものとなれば、今後、経済成長率は傾向的に低下する可能性がある。

(2) 国民の生活水準への影響 - 現役世代の手取り所得が減少する可能性 -

(1) に述べたような労働力供給の減少と労働生産性の伸び悩みによる経済成長の鈍化と、高齢化の進展に伴い避けることができないと見込まれる社会保障費の負担の増大は、国民の生活水準に大きな影響を及ぼす。

(1) 高齢化の進展に伴う現役世代の負担の増大

少子化の進行は、平均寿命の伸長と相まって、人口に占める高齢者の割合を高め、少子・高齢社会をもたらすことになる。この結果、年金、医療、福祉等の社会保障の分野において、現役世代の負担が増大し、世代間の所得移転を拡大させる大きな要因となる。

厚生省が平成9年(1997年)9月に行った社会保障に係る給付と負担の将来推計によれば、65兆円(1995年度)の社会保障給付費が、2025年度には、名目価格で216兆円~274兆円となる見通しであり、国民所得に占める社会保障給付に係る負担の割合は、18.5%から29.5%~35.5%まで上昇することが予測されている。

仮に、社会保障給付以外の支出に係る公費負担の対国民所得比が、現在の水準(約20%)のまま推移したとしても、現行制度のまま推移した場合の将来の国民所得に占める公的負担(租税負担及び社会保障負担)の割合、すなわちいわゆる国民負担率は、約50%~56%と50%を超える水準に至る。

また、財政赤字が将来の公的負担の増加をもたらすことにも留意する必要がある。

(2) 現役世代の手取り所得の低迷

現在課題となっている諸般の構造改革に取り組まず、現状のまま推移した場合には、人口1人当たり所得の伸びの低下といわゆる国民負担率の上昇によって、現役世代の税・社会保険料を差し引いた手取り所得は減少に転じるという厳しい予測もある。

現役世代にとって、働くことが生活水準の向上に結びつかないような社会では、生産・消費の両面で、経済・社会の活力が阻害される危険性が大きいという深刻な状況になる。

2 社会面の影響

(1) 家族の変容 - 単身者や子どものいない世帯が増加する -

単身者や子どものいない世帯が増加し、少子化が進行する中で、社会の基礎的単位である家族の形態も大きく変化するとともに多様化する。とりわけ単身

者の増加は、家族をそもそも形成しない者の増加を意味しており、「家族」という概念そのものの意味を根本から変えていく可能性さえある。また、単身高齢者の増加は介護その他の社会的扶養の必要性を高める。子どものいない世帯の増加は、家系の断絶などを招き、先祖に対する意識も薄れていくという可能性もある。

(2) 子どもへの影響 - 子どもの健全成長への影響が懸念される -

子ども数の減少による子ども同士、特に異年齢の子ども同士の交流の機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性がはぐくまれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念される。

(3) 地域社会の変容 - 基礎的な住民サービスの提供も困難になる -

少子化の進行による人口の自然減により、現在においても人口減少が始まっている地域は少なくなく、この傾向はさらに拡がりを見せ、人口の減少は特定地域の現象ではなく全国的に進行すると見込まれる。過疎化もその中でさらに進行することとなろう。その結果、2025年には、ほとんどの都道府県で65歳以上人口割合が3割前後となるなど、これまで急速に過疎化・高齢化が進んできた農山漁村のみならず、広い地域で過疎化・高齢化が進行すると予想される。

このため、現行の地方行政の体制のままでは、例えば、福祉サービスや医療保険の制度運営にも支障を来すなど市町村によっては住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になると懸念される。

また、今後、大都市部においても急速な高齢化が見込まれることから、それに伴う諸問題が顕在化することが予想される。

(概ねマイナス面の影響)

このように、少子化の影響としては、家族の変容などに関しては意見が分かれるものの、上記のような概ねマイナス面の影響と考える指摘が多い。

ただし、例えば、生活面では、環境負荷の低減、大都市部等での住宅・土地問題や交通混雑等過密に伴う諸問題の改善などゆとりある生活環境の形成、一人当たりの社会資本の量の増加、教育面では、密度の濃い教育の実現や受験競争の緩和などプラス面の影響を指摘する意見があることに留意する必要がある。

こうした指摘に対しては、あくまで短期的な影響であって、経済成長の低下が生活水準の低下をもたらす以上やはり生活にゆとりはなくなるとする意見、人口減少に伴い教育サービスの供給も制約され密度の濃い教育にはつながらないとする意見がある。

いずれにせよ、少子化が社会全体の様々な局面において、計り知れない大きな影響を与えることは間違いない。